

## 指名停止措置の概要

### 1 事実概要

令和3年9月8日、甲府地区広域行政事務組合発注の「東部出張所外壁他改修工事」の指名競争入札において、落札決定されたにもかかわらず、契約の締結を辞退した。

### 2 指名停止措置の対象者及び所在地

#### (1) 対象者

有限会社 興津塗装 代表取締役 興津 英弘

#### (2) 所在地

甲府市国玉町1 2 3 1 番地 3

### 3 指名停止期間

令和3年9月17日から令和3年12月16日まで（3か月）

### 4 指名停止措置理由

落札決定されたにもかかわらず、契約の締結を辞退したことは、「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府地区広域行政事務組合建設工事等請負契約に係る指名停止等設置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負（委託）契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内